

金融機関の自動送金(振込)サービスを活用した金銭管理について

地域福祉権利擁護事業を利用しながらもしくは、利用せずに家族や関係機関の協力を得ながら本人の金銭管理能力と金融機関のサービスを活用する方法です。

活用例： 家族などで通帳の保管は可能であるが、日々生活費を届けることは困難な場合
権利擁護事業を利用しているが、なるべく利用料の負担を抑えたい。
急を要し、関係機関のみで対応を検討する場合(権利擁護事業の利用待機中など)

1. 利用前の確認事項

- 年金や保護費が振込まれる金融機関には、「自動送金(振込)サービス」がある

沖縄県内の金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、郵便局

自動送金サービスの利用ができない金融機関：沖縄県農協、漁協

- 本人は、キャッシュカードを使うことができる。または、使い方を覚えることができる。

- 7～10日の生活費の管理がある程度できる。

浪費傾向が強い場合、生活費とは別に食事もしくは食材費の確保の調整を検討。

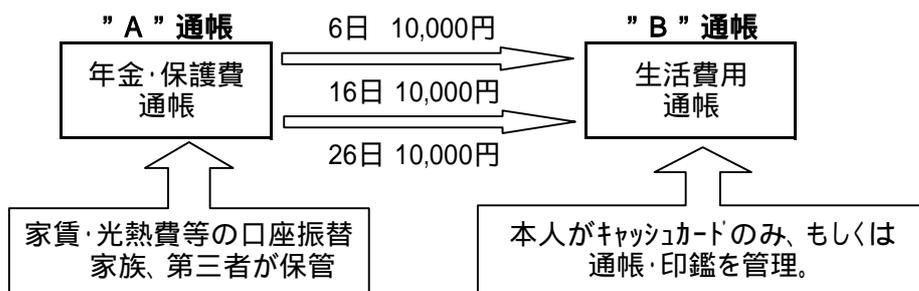
2. 金融機関での手続き

- 同一銀行同一支店にて、口座を2つ開設する。
すでに1つ開設されている場合は、同一支店にもう1つ口座を開設する。

- 金融機関で、10日単位の「自動送金手続き」を行う。

送金例：「年金・保護費通帳」…家賃・光熱費の”おおよそ”の費用を残す。
残高不足を避けるため、光熱費は高めに見積もってください。

「生活費用通帳」…家賃・光熱費を差引いた金銭を数回に分けて送金。



金融機関によっては、複数の口座開設や自動送金サービスの複数回の利用について、拒否をされることもあります。その際は、十分な説明し、協力を求めています。

3. 手数料について

手数料一覧：同一銀行同一支店を前提としています。

	沖縄銀行	琉球銀行	海邦銀行	コザ信金
3万円未満	157円	157円	157円	157円

金融機関によっては、取扱手数料のみの”52円”、振込手数料105円のみであったりします。

4. その他

万が一、「年金・保護費は、自分で管理したい」という場合、同じように口座を2つ開設し、「生活費用通帳」を「光熱費用通帳」として、光熱費の費用を自動送金し、別で確保するという方法もあります。